

議案第78号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正により、家庭的保育事業者等における書面等の作成、保存等を電磁的方法による対応も可能とするため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「教育をいう。第3号」を「教育をいう。以下この条」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「および第4項第1号」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、または想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（<u>第49条・第50条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる<u>教育をいう</u>。以下この条において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）または認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（<u>第49条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項および第2項、第15条第1項、第2項および第5項、第16条、第17条第1項から第3項までならびに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる<u>教育をいう</u>。第3号において同じ。）または保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）または認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第49条の追加による改正 ・ 「教育」の定義範囲の改正

において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号および第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2～5 略

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、または想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第50条 略

において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児または幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。

2～5 略

第6章 雑則

(委任)

第49条 略

・「利用乳幼児」の定義範囲の改正

・家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図るため、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとする条の追加

・条ずれ